

# 部活動規則

曾於市立財部中学校

- (1) 財部中学校部活動規則に従って活動に励むこと。
- (2) 活動計画は顧問（先生）と主将で話し合っって計画すること。
- (3) 顧問の指導外（遠征移動など）における責任は、保護者にある。
- (4) 部活動をする生徒に教育的に不祥事が生じた場合やスポーツマン精神に反する行為があった場合は、部の連帯責任とし、練習中止等を行う。（詳細については、顧問会で決定する。）
- (5) 部活動と学習を両立させること。
- (6) 練習が終わったら、手際よく片付けをして買い食い、寄り道等しないで速やかに帰宅すること。
- (7) 対外試合への参加は学校代表として自覚し、保護者の承諾と校長の許可を得なければならない。
- (8) 学校休日に部活動で学校に来るときの服装は、制服、体育ジャージ、ユニフォームとし、他の服装は許可しない。  
※ 新入生は入部届けを提出したら自転車通学を許可し、3年生は中体連の大会が終了し次第、通学距離が2.0km以上ない生徒は徒歩通学となる。
- (9) 練習時間、下校時間については、顧問（先生）の指示をしっかりと守る。
- (10) 顧問（指導者）のつかない練習は認めない。
- (11) 活動日及び時間は次のように定める

(ア)

時 期	部活動終了時間	下校時間
4月～9月体育大会	～18時30分	18時45分
9月体育大会終了後～9月30日	～18時15分	18時30分
10月1日～10月新人大会	～18時00分	18時15分
10月新人大会後～10月31日	～17時45分	18時00分
11月・1月	～17時30分	17時45分
12月	～17時15分	17時30分
2月・3月	～18時00分	18時15分

- (イ) 長期休業中（春、夏、冬）の練習計画については別に定める。
- (ウ) 期末テスト1週間前、中間テスト6日前から部活動は中止とする。
- (エ) 朝練習は顧問が要請し、顧問がつくときのみ認める。朝の活動に遅れないようにする。
- (オ) 昼練習は顧問が要請し、顧問がつくときのみ認める。ただし、清掃等に遅れないようにする。
- (12) 途中退部する場合は、退部届けを出してから退部する。
- (13) テスト期間中（テスト前部活中止中も含む）に参加できる大会は県大会レベルの大会、または、同等の大会の予選大会に限る。